申込日:令和 6年 4月 1日

災害救助法の住宅の応急修理申込書

輪島市長 坂口 茂 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者 が調査・確認することに同意します。

	【被害を受けた住宅の所在地】 輪島市二ツ屋町2字29番地				
	【現在の住所】				
	【現在の連絡先(TEL)】 <u>0768-23-1156(自宅・携帯・勤務先・その他)</u>				
	【生年月日】 <u>大正・<mark>昭和</mark>・平成 <mark>20</mark> 年 4 月 1 日生</u>				
	【氏 名】 輪島 太郎				
1	被災日時				
2	災害名 (令和6年能登半島地震)				
3	住宅の被害の程度 全 壊、 大規模半壊、 中規模半壊、				
	半壊、準半壊				
	○ 市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に"○"を付けてください。				
	○ 「資力に係る申出書」(様式第2号)も併せて提出してください。				
4	被害を受けた住宅の部位 (※該当箇所に○をつけてください。)				

▶ 屋根 サッシ 柱 上下水道の配管 ガスの配管 床 外壁 給排気設備の配管 ・ 電気・電話線・テレビ線の配線 基礎

梁 トイレ ・ドア 浴室 ■ 窓 その他()

受付欄

資力に関する申出書

+^	_	I — —		7*
曲篇	鳥市長	坂口	龙	様

私、<u>輪島 太郎</u>は、(**令和6年能登半島地震**)のため、住家が半壊しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

(記入例)

- ・住宅ローン、教育ローン等を組んでおり、手持ちの現金もほとんど無いため、 応急修理費用が工面できない。
- ・日常生活費や教育費等の支払いで余裕がないため、応急修理を実施する資力が ない。
- ・年金収入のみのため、応急修理を実施できる資力がない。
- ・介護費用などの出費で余裕がなく、応急修理を実施できる資力がない。

申込書と同じ日付を記入

令和 6年 4月 1日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

輪島市二ツ屋町2字29番地

現在の住所同上

氏 名 輪島 太郎

修理見積書

(全壊・大規模半壊・中規模半壊・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に〇をつけてください。

見積金額(総工事費)

1,000,000 円

(消費税込)

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

申込者あての見積書(この場合1,000,000円) を添付してください。

見積金額(応急修理分)(※1)

706, 000 円 (消費稅込)

見積金額(被災者負担分)

円 294, 000

(消費稅込)

工事内訳は別紙のとおり (工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い)

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合: 706.000円の範囲内

343.000円の範囲内

準半壊の場合:

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること。 <u>修理業者は内訳(見積もり)の作成にあたって、応急修理対象工事に〇をつけるなど、対象を区</u>

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事を確認すること。

輪島市長 坂口 茂 様

(※修理業者記入)上記のとおり見積書を提出します。

令和6年4月1日 申込書と同じ日付を記入 令和6年4月1日

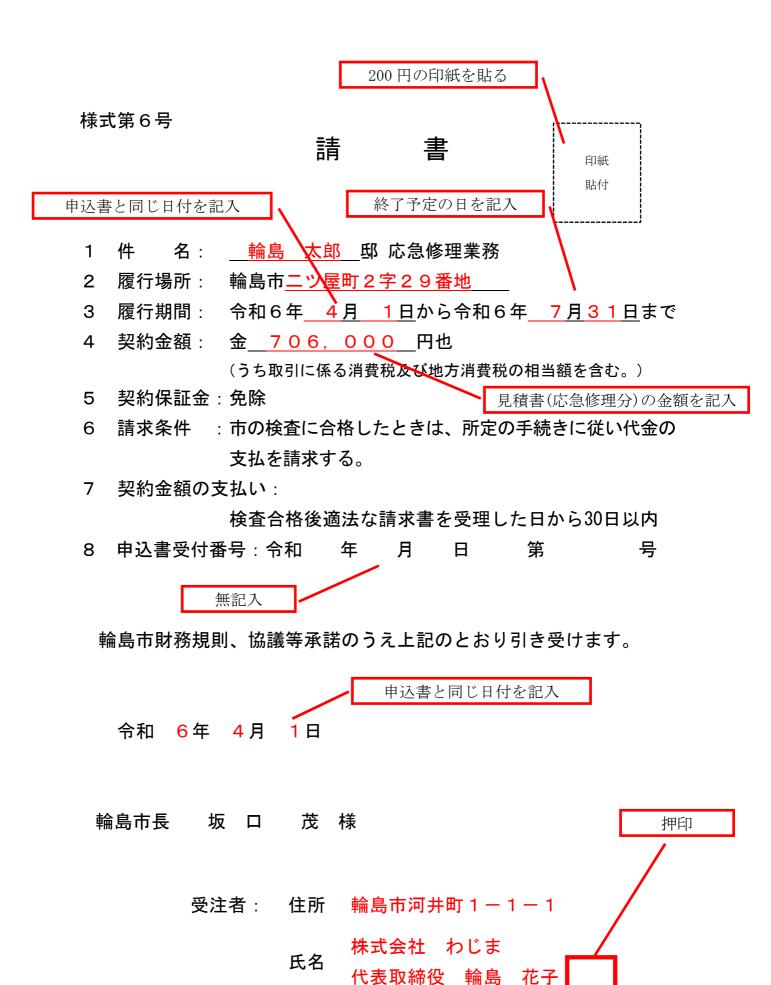
住 所	輪島市河井町1−1−1
会社名	株式会社 わじま
電話番号	0768-23-4870
代表者名	輪島 花子

(※修理申込者記入)上記の見積書を確認しました。

住 所	輪島市二ツ屋町2字29番地
氏 名	輪島 太郎

(※市町記入欄)

市町名	受付番号	受付担当者名
輪島市		



住宅の被害状況に関する申出書 (住宅の応急修理に関する参考資料) 申込書と同じ日付を記入

令和 6年 4月 1日

輪島市長宛

住所 輪島市ニツ屋町2字29番地

氏名 輪島 太郎

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことがで きず、当面の日常生活に**最低限必要な場所を確保できない方**に対して、必要最小限 **の修理**を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室(居間・寝室)・ 炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 屋 根

- 2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。
 - (※ 床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材からなってい ます。)
 - □ 床組 または 下地板 が壊れている。
 - □ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
 - □ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。
- 3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。
 - (※壁の構造は、
- ① 柱・はり+下地材+表面材(壁紙など)
- ② 柱・はり+仕上板(プリント合板・板など)
- ③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ からなっています。)
- □ 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- □ 下地板・仕上板が地震により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- □ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。
- 4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。
 - (※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)
 - 屋根の瓦等の仕上げ材、下地材 が壊れている。
 - 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
 - □ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

令和 6年 7月 2日

応急修理完了報告書

輪島市長 坂口 茂 様

(施工業者) 株式会社 わじま 代表取締役 輪島 花子

次の被災者住宅について、別添修理見積書(写)のとおり応急修理を完了しました ので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所<u>輪島市二ツ屋町2字29番地</u> 氏名<u>輪島 太郎</u>

2 被害を受けた住所の所在地

____<mark>同上</mark>_____

3 受付番号

無記入

上記の日付と同じ日付を記入

4 完了年月日 令和 6年 7月 2日

【添付書類】

- •修理見積書(写)
- 修理写真(修理前、修理中、修理後)報告書

応急修理(修理前、修理中、修理後)工事写真台帳

塚 応急修理状況報告》

(1/) 工事箇所 工事箇所(記入例) 外観(屋根損傷、2階傾き、 建具の損傷、雨樋破損、外 修理の 説明 壁剥落等) 修理前 修理前写真 写真 修理前、修理中、修理後がわかるように整理してあ れば、この様式に当てはめる必要はありません。 修理中 修理中写真 写真 修理後 修理後写真 写真